

## ■ 手当について

### 1 児童扶養手当

父又は母に重度の障がいがあり、児童（18歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童又は、20歳未満で一定の障がいの状態にある児童）を監護する方に支給されます。

【支給月額】（令和2年4月現在）

- ・ 1人目の児童 43,160円（所得により減額）
- ・ 2人目の児童 加算月額 10,190円（所得により減額）
- ・ 3人目以降の児童 加算月額 6,110円（所得により減額）

問合せ先	役場住民生活課 児童係	電話 (0137) 62-2112
------	-------------	-------------------

### 2 特別児童扶養手当

障がいのある児童（20歳未満）を監護する方に支給されます。

受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

【支給月額】（令和2年4月現在）

- ・ 1級（重度）52,500円
- ・ 2級（中度）34,970円

問合せ先	役場住民生活課 児童係	電話 (0137) 62-2112
------	-------------	-------------------

### 3 障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の児童に支給されます。

受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

【支給月額】 14,880円（令和2年4月現在）

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	-----------------	-------------------

## 4 特別障害者手当

---

重度の障がいがあり、日常生活で常に特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に支給されます。

受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

【支給月額】 27,350円（令和2年4月現在）

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	-----------------	-------------------

## 5 外国人高齢者・障害者福祉給付金

---

大正15年4月1日以前に生まれた方や昭和37年1月1日以前に生まれて重度の障がいがあり、制度上の制約により公的年金を受給できなかった外国人及び帰化者に支給されます。

【支給月額】

- ・高齢者 12,000円
- ・障がい者 25,000円

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	-----------------	-------------------

## 6 冬期福祉手当

---

在宅で身体障害者手帳（1～2級）、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの交付を受けていて、かつ非課税世帯の方に冬期間経済的支援として支給されます。

【支給年額】 5,000円

問合せ先	シルバープラザ 高齢者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	----------------	-------------------